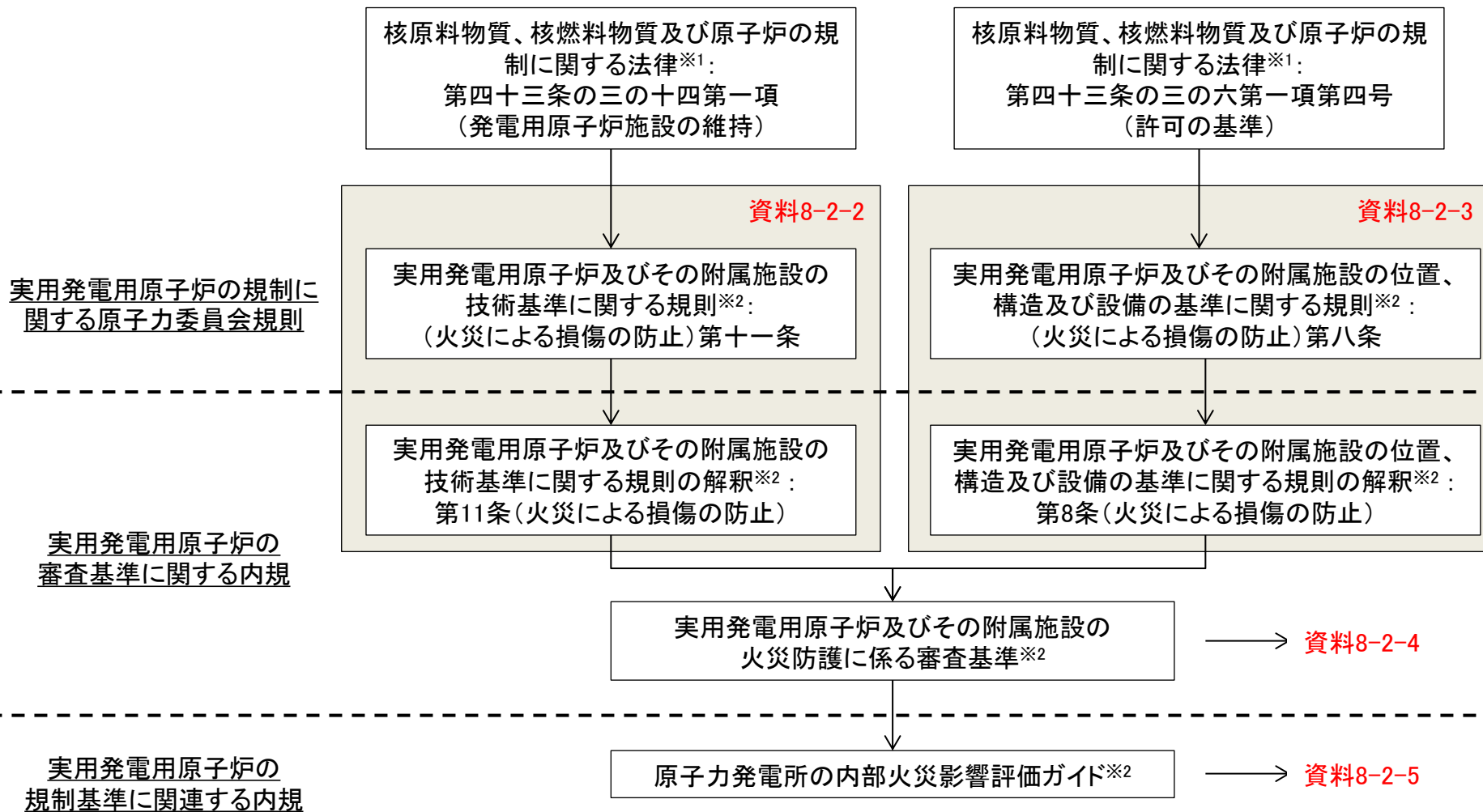


1. 日本の火災防護規制の枠組み



※1:1957年6月10日制定

※2:2013年6月19日制定

参考資料

原子力規制委員会ホームページ(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関連)

https://www.nsr.go.jp/nra/kettei/02_01.html

2. 規制文書の関係性(1/4)

实用発電用原子炉及びその附属施設の
技術基準に関する規則：
(火災による損傷の防止) 第十一条



实用発電用原子炉及びその附属施設の
技術基準に関する規則の解釈：
第11条(火災による損傷の防止)

1 第11条に規定する措置とは、別途定める「实用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))によること。

▲实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
第11条(火災による損傷の防止)の記載内容

2. 規制文書の関係性(2/4)

实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、
構造及び設備の基準に関する規則：
(火災による損傷の防止)第八条



实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、
構造及び設備の基準に関する規則の解釈：
第8条(火災による損傷の防止)

2 第8条について、別途定める「实用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))に適合するものであること。

▲实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
第8条(火災による損傷の防止)の記載内容

2. 規制文書の関係性(3/4)

実用発電用原子炉及びその附属施設の 火災防護に係る審査基準

1. まえがき

本基準は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第8条に定める火災防護の設計方針に基づき、発電用軽水型原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の火災防護対策の詳細に関して、原子炉施設の安全機能確保の観点から、考慮すべき事項を定めたものである。

▲実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

1. まえがきの記載内容

2.3.2 原子炉施設内のいかなる火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できる設計であること。

また、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できることを、火災影響評価により確認すること。

（火災影響評価の具体的手法は「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」による。）

▲実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

2.3 火災の影響軽減の記載内容

2. 規制文書の関係性(4/4)

原子力発電所の内部火災影響評価ガイド

1. 総則

1. 1 一般

発電用軽水型原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第11条に定める火災防護の要求及びそれに基づく「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（原規技発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））では必要な火災防護対策を要求している。

▲原子力発電所の内部火災影響評価ガイド

1. 1 一般の記載内容